

平成 30 年第 4 回名取市教育委員会定例会会議録

1 会議の年月日

平成 30 年 4 月 23 日（月）

2 会議の場所

市役所 6 階西側会議室

3 出席した者

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 武田 堆雄

教育委員 相原 芳市

教育委員 浅野 かおる

教育委員 洞口 ひろみ

4 欠席した者

なし

5 説明のために出席した者

相澤教育部長、大友教育部次長兼庶務課長、大友理事兼学校教育課長

森生涯学習課長、渡辺文化・スポーツ課長

齋藤教育部企画員兼庶務課長補佐、高橋庶務課主幹兼庶務係長

6 議事日程

日程第 1 前回会議録の承認

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 教育長報告

(1) 一般事務報告

ア 行事報告

イ 名取市文化会館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について

(2) 行事予定

日程第 4 専決事務報告

(1) 教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事について

(2) 名取市立学校の管理に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

(3) 名取市立閑上小・中学校再建推進協議会設置要綱を廃止する告示の制定について

(4) 名取市親子レクリエーション大会運営費助成金交付要綱の制定について

(5) 名取市生涯学習振興計画策定委員会設置要綱の制定について

(6) 名取市生涯学習振興計画策定検討委員会設置要綱の制定について

(7) 名取市立学校遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

(8) 名取市立閑上小中学校通学費補助金交付要綱の制定について

日程第 5 議事

議案第 21 号 名取市立小学校、中学校及び義務教育学校学校評議員の人事について

7 開会時刻

午後 2 時 00 分

8 会議の概要

瀧澤教育長

只今より、平成 30 年第 4 回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第 1、「前回会議録の承認について」ですが、前回 3 月 14 日開催の第 3 回定例会会議録については、先日、各委員宛配布済みであります。

この内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

次に、日程第 2、本日の会議録署名委員に、武田委員並びに浅野委員を指名いたします。よろしく願います。

次に、日程第 3、「教育長報告（1）一般事務報告、ア、行事報告」について、教育部長より報告をお願いします。

相澤教育部長

それでは、資料は 3 ページと 4 ページになりますが、私からは、特にありませんので、後は、各課からの報告となります。

瀧澤教育長

それでは、庶務課をお願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

1 点説明いたします。

3 ページ 19 番になります。先日 4 月 7 日に、新たに「校舎一体型小中一貫教育校」となる義務教育学校「閑上小中学校」の開校式が開催されました。式典には教育委員の皆様にもご出席頂き、大変ありがとうございました。開校式には、児童・生徒や父兄をはじめ、市内外の関係機関等の関係者、学校の再建に関わられた方々等 577 名が出席され、内覧会だけの方を含めると 715 名もの方々から参加を頂きました。庶務課からは以上となります。

瀧澤教育長

それでは、学校教育課お願いします。

大友理事兼学校教育課長

はじめに、各委員の皆様方には先月の卒業式、今月 7 日に実施しました閑上小中学校の開校式、そして、小・中学校、義務教育学校の入学式へのご出席、ありがとうございました。各学校、予定通り新年度の教育活動を開始することができました。

学校教育課からは、3 点お話しいたします。

1 点目は、資料にはありませんが、児童生徒数と学級数です。今年度 4 月 1 日現在の小学生は、5,026 人で、前年 5 月 1 日の基準日と比べると 45 人の増加となっています。学級数は、通常学級が 164 学級で前年比 1 学級増、特別支援学級が 31 学級で前年比 4 学級増となっております。新設されたのは、増田小学校の病弱、館腰小学校の情緒、病弱、ゆりが丘小学校の病弱、閑上小中学校前期課程の情緒です。愛島小学校の病弱は廃止となっております。中学生は、2,308 人で、前年と比べると 28 人の減少となっております。学級数は、通常学級が 68 学級で前年比 1 学級減、特別支援学級は 9 学級と数は変わっていませんが、増田中学校の知的は廃止、第二中学校の情緒が新設となっております。

2 点目は、3 ページ 16 番、訪問指導員についてです。今年度も中学校に 1 人ずつ、計 5 人を配置し、家庭を訪問しての指導や別室登校への支援を行います。昨年度は、ケース会議への参加等で学校との連携を密にして対応することができました。また、不登校生徒に別室を用意して対応している学校では、段階を踏んで教室に復帰できつつある生徒もおります。学校の取組と共に訪問指導の成果がみられたところです。年 3 回の連絡会を充実させ、生徒への適切な指導を進めて参ります。

3 点目は、17 番、特別支援教育支援員についてです。今年度は、小学校 26 人、中学校 8 人、義務教育学校 2 人、計 36 人を配置いたしました。昨年度から 6 人増員の配置になりました。尚一層の、特別支援教育の充実を図って参ります。以上です。

瀧澤教育長

それでは、生涯学習課お願いします。

森生涯学習課長

1 点ご報告申し上げます。

3 ページ 6 番です。3 月 24 日 25 日にグリーンピア岩沼を会場に、市内中学生とジュニアリーダーあにまるず会員との交流と入会促進のため、「ジュニアリーダー春期合宿」を行ないました。参加者はジュニアリーダー 9 名、中学生は 9 名でした。以上でございます。

瀧澤教育長

それでは、文化・スポーツ課お願いします。

渡辺文化・スポーツ課長

3 ページ 8 番です。3 月 26 日に「第 4 回名取市文化振興懇話会」を開催いたしました。内容といたしましては、第 2 次名取市文化振興ビジョン案についてご意見をいただきました。今後の予定につきましては、5 月中くらいに素案を策定し、6 月の教育委員会懇話会で教育委員の皆様へ説明し、ご意見を頂きたいと考えております。その後、パブリックコメントを行い、8 月くらいまでには全体の内容を取りまとめる予定でございます。

次に、3 ページ 10 番です。3 月 29 日に「第 7 回名取市歴史文化基本構想等策定委員会」を開催いたしました。内容といたしましては、全 3 章で構成された構想の内、第 6 回委員会で指摘のあった、第 1 章第 2 章についての修正案を提示いたしまして、第 3 章の一部の内容案について説明を行い、これらについては、次回以降に再度修正案を提示し、承認を得る予定でございます。今後の予定につきましては、10 月までには策定委員会で承認を得て、教育委員の皆様へ説明し、ご意見をいただきたいと考えております。その後、パブリックコメントを行い、11 月までには全体の内容として取りまとめるという予定で進めております。以上です。

瀧澤教育長

只今説明のあった行事報告の内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認とします。

次に「イ、名取市文化会館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、「名取市文化会館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」の説明をいたします。資料は 5 ページから 7 ページ、併せて別冊「一般事務報告資料」、これは新旧対照表になっておりますが、1 ページから 5 ページとなります。

本件につきましては、平成 30 年 4 月 1 日、新たに閑上小中学校が義務教育学校として設置されたことに伴い、関係する例規の一部改正を行ったものを、平成 30 年 3 月 30 日市長部局におきまして専決処分を行いましたので、報告するものであります。

それでは一部改正規則の内容について説明をいたします。

資料は 7 ページをお開き願います。これは改正文になっております。

まず、第 1 条関係は、「名取市文化会館条例施行規則の一部改正」の規定であります。別冊資料の新旧対照表は、2 ページとなります。第 7 条第 2 号中「小学校又は中学校」を「小学校、中学校又は義務教育学校」に改めるものであります。

次に、第 2 条関係につきましては、「名取市会計規則の一部改正」の規定であります。別冊

資料の新旧対照表は、3 ページ 4 ページです。第 4 条関係の別表第 1 中の 3 ページの下のようにになりますが、学校教育課分の分任出納員の欄について、「小中学校長」を「小学校長 中学校長 義務教育学校長」に改めるものであります。

次に、第 3 条関係につきましては、「名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則」の規定であります。別冊資料の新旧対照表は、5 ページです。別表備考 4 (1) におきまして、「小学校」の次に「義務教育学校」を規定するものであります。以上で説明を終了します。

瀧澤教育長

只今報告のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認とします。

次に、「(2) 行事予定」について説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、資料は 8 ページになります。

私からは特にありませんが、次回の定例会及び懇話会の日程につきましては、後の協議の際にお願いします。

あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

それでは、庶務課をお願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

行事予定には記載してありませんが、5 月 15 日 13 時 30 分から、大崎生涯学習センターにおきまして、「平成 30 年度宮城県市町村教育委員会定期総会」が開催されます。この出席等に関しましては、あらためて、閉会後の協議のその他の中で担当より説明いたしますので、よろしく願いいたします。庶務課からは以上となります。

瀧澤教育長

それでは、学校教育課をお願いします。

大友理事兼学校教育課長

2 点お話いたします。

8 ページをお開きください。1 点目、行事の追加をお願いします。資料作成後決定したものです。5 月 15 日と 5 月 25 日の 2 日間に渡って、「仙台教育事務所長等の学校訪問」があります。2 日に分けての実施です。市内 15 校と学校給食センターへの訪問が行われます。次年度へ向けての教職員の人事構想について確認を行います。

2 点目は、13、19、25 番の「指導主事訪問」についてです。今年度は、那智が丘小学校を皮切りに、指導主事学校訪問が始まります。全ての小学校、中学校、義務教育学校で計 15 回の訪問が予定されております。今年度もいわゆる B 訪問、学校の代表者が授業をする形式です。参観授業数は、1 校あたり 3 コマ程度となりますが、教員が協働して授業づくりに取り組むことで、より磨き上げた授業の実践を通しながら、授業改善を図る方策としていきます。また、今年度も、全体会の中でいじめ問題に関するワークショップ型の話合いを実施します。学習指導に関わる研修と、いじめ問題に関する研修が行われることになっております。以上です。

瀧澤教育長

それでは、生涯学習課をお願いします。

森生涯学習課長

1 点説明申し上げます。

8 ページ 8 番です。5 月 5 日の「としょかんこどもまつり」です。4 月 23 日から 5 月 12 日までのこども読書週間に合わせ開催するものであります。名取市図書館では、科学あそび実験クイズやおはなし会など、いろいろなイベントを開催する予定となっております。

次に訂正をお願いします。同じ 8 ページ 21 番、5 月 25 日開催予定の「平成 30 年度第 1 回名取市社会教育委員の会議」の開催日ですが、5 月 21 日に変更となりましたので訂正をお願いします。開催時間は訂正前と同じ 14 時からですが、会場は市役所 5 階会議室から、議会棟第 3 第 4 委員会室に変更となります。

次に、追加をお願いいたします。行事予定に記載はありませんが、5 月 19 日に「ゆりが丘地区民体育大会」が開催されます。同じく 5 月 19 日に「相互台地区民体育大会」も開催されます。両大会とも、雨天時は翌日 20 日に変更となります。生涯学習課からは以上でございます。

瀧澤教育長

それでは、文化・スポーツ課をお願いします。

渡辺文化・スポーツ課長

2 点報告いたします。

まず 8 ページの 7 番です。5 月 1 日に佐藤忠良氏作の「まげたポーズの子」ブロンズ像の贈呈式を開催いたします。これは、イオンリテール様から、東日本大震災からの復興への願いを込めて、名取市へ寄贈されたものでありまして、時間は 10 時から、場所は文化会館のエントランスホールで行います。当日は休館日ではございますが、先にご案内しております

が、教育委員の皆様にも是非ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

2 点目ですが、10 番の 5 月 8 日午後 3 時から市民体育館において「第 45 回東北総合体育大会空手道競技実行委員会」の設立総会が開催されます。競技の開催日は、平成 30 年 8 月 24 日から 26 日にかけて、名取市民体育館を会場に行われます。名取市からは空手道競技実行委員会に対し、50 万円の補助を予定しております。また、全体の総予算は、203 万円で実行いたします。主催につきましては、財団法人日本体育協会と各開催自治体、実行委員会の会長には名取市長、副会長は名取市体育協会長、名取市教育委員会教育長でございます。事務局長は、文化・スポーツ課の課長ということで実施いたします。以上でございます。

瀧澤教育長

只今報告のあった内容について、追加訂正も含めてご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認とします。

次に、日程第 4、「専決事務報告」に入ります。

専決事務報告（1）「教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事について」、ですが、本件は人事案件でありますので、「名取市教育委員会会議規則第 7 条」の規定に基づき、秘密会議にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議なしと認め、これより秘密会議といたします。

（秘密会議については、別途作成）

以上で、専決事務報告に関する秘密会議を終了いたします。

次に、専決事務報告（2）「名取市立学校の管理に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」、教育部長から説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、専決事務報告（2）「名取市立学校の管理に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」の説明をいたします。資料は 10 ページから 12 ページ。別冊「専決事務報告資料（2）新旧対照表」の 2 ページから 15 ページとなります。

本件は、一般事務報告で報告しました規則改正と同様でございますが、「閑上小中学校」が開校したことに伴い、関係する例規について一部改正を行うものであります。

それでは個々の一部改正規則の内容について説明をいたします。資料は10ページをお開き願います。これは改正文です。

まず、第1条関係、「名取市立学校の管理に関する規則」の一部改正です。別冊資料の新旧対照表は、2ページとなります。第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、第17条第1項中「中学校」の次に「(義務教育学校の後期課程を含む。)」を加えるものであります。

次に、第2条関係、「名取市民体育館条例施行規則」の一部改正です。別冊資料の新旧対照表は3ページです。第9条第1項第2号中「及び中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改めるものであります。

次に、第3条関係、「名取市学校給食の運営に関する規則」の一部改正です。別冊資料の新旧対照表は4ページです。第3条中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」の次に「(義務教育学校の後期課程を含む。)」を加えるものであります。

次に、第4条関係、「名取市図書館管理規則」の一部改正です。別冊資料の新旧対照表は5ページです。第2条第5号中「市立小・中学校」を「市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改めるものです。

次に、資料の11ページ第5条関係、「名取市立学校の通学区域等に関する規則」の一部改正です。別冊資料の新旧対照表は6ページから12ページです。第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、第2条中第3項に「義務教育学校」の通学区域を設定し、それを別表第3のとおりとするものです。さらに、第2条関係の別表第1中「閑上小学校」、これは新旧対照表7ページでございますが閑上小学校と、別表第2中「閑上中学校」、新旧対照表11ページとなりますが、この欄を削除しまして、別表第3を加え、義務教育学校として「閑上小中学校」を、新旧対照表12ページとなりますが、通学区域を設定するものであります。

次に、資料の12ページとなります。第6条関係、「名取市教育委員会行政組織規則」の一部改正です。別冊資料の新旧対照表は13ページから14ページです。別表第6、別表第9の表中「市立小・中学校」を「市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改めるものであります。

以上、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項」の規定に基づき、3月30日付けで専決処分し、4月1日から施行しましたので、「同条第2項」の規定により報告するものであります。

以上で、説明を終了いたします。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

相原委員

閑上小中学校に閑上地区以外から通ってくる児童生徒に、但し書きのような「その他教育委員会が認める者」等はいらないのでしょうか。

瀧澤教育長

これについては、当初は閑上小中学校については、市内全域から子どもたちを受け入れるという方針は決まったのですが、具体的にどういう手続きで学区外から児童生徒を受け入れるかということも内部でも議論してきました。委員からご指摘のあったように、通学区域そのものを名取市全域とするというような考え方もありましたし、国に特認校の申請をして、特別に閑上小中学校については全域から、という方法も考えたのですが、今回、事務的な手続きとしては、指定学校変更によって、学区外から閑上小中学校に通いたいという場合は通学を認める、ということにしました。通学区域としては、今までの閑上地区、それぞれの学校の学区というのは手をつけなくて、ただ、増田小学校の学区だけれど閑上小中学校に通いたいと指定学校変更の申請が出たら認めるというように、指定学校変更の制度の中で変更を認めるということも内部的に確認をして進めております。それで、学区はそのままという形になっており、そのことは、この規則改正からは見えないというところです。

相原委員

逆に、閑上小中学校学区内で、学区外の学校に通いたいという児童生徒がいたらどうなるのでしょうか。逆のケースも特例で認めることになるのでしょうか。

瀧澤教育長

指定学校変更を認める理由として、教育的な配慮なども含めて条件はありますが、閑上小の学区で下増田小学校などに通っていた子どもさんも何人かはいらっしゃいます。その指定校変更も閑上小中学校開校前から認めております。また、津波があった閑上地区の学校へ通うことへの子どもとか保護者の不安などについても考慮しなくてはならないだろうと考えております。ただ、学区外から閑上小中学校を希望すれば認める、といった基本的な考え方は確認しております。実際、今年1年間いろいろなケースが出てきた場合に、その都度再度検証していかなくてはならないと考えております。

他に、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(2)「名取市立学校の管理に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議なしと認め、専決事務報告（2）「名取市立学校の管理に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」は、報告どおり承認といたします。

次に、専決事務報告（3）「名取市立閑上小・中学校再建推進協議会設置要綱を廃止する告示の制定について」、教育部長より説明をお願いします。

相澤教育部長

専決事務報告（3）「名取市立閑上小・中学校再建推進協議会設置要綱を廃止する告示の制定について」の説明をいたします。資料は13ページとなります。

本要綱につきましては、閑上小中学校が開校となり、当該協議会の所期の目的が達成されましたので、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項」の規定に基づき、3月30日付けで専決処分し、4月1日から施行したので、「同条第2項」の規定により報告するものであります。

以上で、説明を終了いたします。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告（3）「名取市立閑上小・中学校再建推進協議会設置要綱を廃止する告示の制定について」については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議なしと認め、専決事務報告（3）「名取市立閑上小・中学校再建推進協議会設置要綱を廃止する告示の制定について」は、報告どおり承認といたします。

次に、専決事務報告（4）「名取市親子レクリエーション大会運営費助成金交付要綱の制定について」、教育部長から説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、専決事務報告（4）「名取市親子レクリエーション大会運営費助成金交付要綱の制定について」の説明をいたします。資料は14ページから15ページになります。

本件につきましては、レクリエーションを通して地域の親子相互の交流を深め、青少年の健全育成に資するため、親子レクリエーション大会を開催する地区青少年健全育成会を対象に、親子レクリエーション大会運営費助成金、1万円を限度といたしますがこちらを交付することを定めるものでございます。こちらにつきましては、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項」の規定に基づき、3月30日付けで専決処分し、4月1日から施行しましたので、「同条第2項」の規定により報告するものであります。

以上ですが、要綱の概要につきまして生涯学習課より説明いたさせます。

森生涯学習課長

生涯学習課から説明させていただきます。まず、この要綱の制定にいたった目的について説明させていただきます。この助成金につきましては、従前から各地区の青少年健全育成会が開催する親子レクリエーション大会に交付してきたところですが、助成金の交付に当たっては助成対象者、助成額等の基準がなく、当該年度の予算措置額及び「名取市補助金等交付規則」に基づき、交付決定してきた経緯があります。今般、本助成金の交付基準を明確化するとともに、当該大会実施団体への平等性を確保する観点から本要綱を制定することになったものであります。

それでは、要綱の内容について、説明させていただきます。第1条では、親子レクリエーション大会運営費助成金の交付に関して、「名取市補助金等交付規則」に基づくほか、この要綱で定める趣旨を規定しております。第2条は、親子レクリエーション大会の定義を規定するものであります。第3条は、助成金の交付対象者を各地区の青少年健全育成会とすることを規定しております。第4条は、助成金の対象経費は大会開催の為に必要な経費とすることを規定しております。第5条は、助成金の額は、予算の範囲内で、先程部長が説明したとおり1万円を限度とする規定であります。第6条は、助成金の交付申請について規定しております。第7条は、申請に基づく助成金の交付決定等の通知手順について規定しております。第8条は、申請者は大会終了後に大会実績報告書の提出することを規定しております。第9条は、助成金の交付について規定しております。第10条は、委任規定であります。最後になりますけれども、附則は、この要綱を告示の日から施行するものを規定しております。

今後につきましては、この要綱について、青少年健全育成名取市民会議を構成している各地区の青少年健全育成会会長、各地区の公民館長に周知をしていくこととしております。以上です。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

武田教育長職務代行委員

昨年、地区の青少年健全育成会で親子レクリエーションのような会を催した地区というのはどれくらいあるのでしょうか。

森生涯学習課長

平成 29 年度の実績では、1 万円を交付した団体は下増田地区と那智が丘地区ということでございます。さらにさかのぼって 28 年度につきましては、下増田地区、那智が丘地区、相互台地区ということで 1 万円を交付しているところでございます。

武田教育長職務代行委員

全地区がそのような活動をして、予算の声が上がって要綱を作ったということではないのですね。経緯が見えてこなかったものですから。

森生涯学習課長

今までもこのレクリエーション大会助成金というものはありました。ただ、こども支援課が窓口になったり、文化・スポーツ課が窓口になったりしてきたものですが、これを整理して、今回、親子レクリエーション大会要綱ということで、窓口につきましては生涯学習課があたり、と決定したものであります。

武田教育長職務代行委員

それぞれバラバラだったものを、生涯学習課が窓口になって助成金を交付します、という形に知らしめるということですね。

逆に言うと、親子レクリエーションが増えてくるという可能性もある訳ですね。

森生涯学習課長

予算の範囲内ということではありますが、平成 30 年度につきましても 11 地区から申請が上がってくるようにと、11 万円を予算措置しているところであります。

瀧澤教育長

他にご質疑等ございませんでしょうか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告（4）「名取市親子レクリエーション大会運営費助成金交付要綱の制定について」については、報告どおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議なしと認め、専決事務報告（4）「名取市親子レクリエーション大会運営費助成金交付要綱の制定について」は、報告どおり承認いたします。

次に、専決事務報告（5）「名取市生涯学習振興計画策定委員会設置要綱の制定について」、教育部長から説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、専決事務報告（5）「名取市生涯学習振興計画策定委員会設置要綱の制定について」の説明をいたします。資料は16ページから17ページになります。

本件については、本市の生涯学習の振興に関する生涯学習振興計画の策定に当たりまして、市民の意見及び意向を反映させるため、委員13名以内で構成する「名取市生涯学習振興計画策定委員会」の設置に関し必要な事項を定めるため、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項」の規定に基づき、3月30日付けで専決処分し、4月1日から施行しましたので、「同条第2項」の規定により報告するものであります。

以上ですが、要綱の概要につきましては生涯学習課より説明いたさせます。

森生涯学習課長

では、この要綱の制定に至った背景について説明いたします。生涯学習の推進につきましては平成7年に策定しました生涯学習推進基本計画に基づきまして生涯学習振興計画を策定し、市民の方々の学習活動の支援を行ってきたところです。しかしながら、第3次生涯学習振興計画が平成25年度で終了いたしまして、その後は、東日本大震災の影響によりましてその計画を延長している状況でございます。施策の基本としている生涯学習基本構想は、策定から20年以上が過ぎ、当時と比べまして、市民を取り巻く社会環境や学習環境が大きく変化いたしまして、従来の基本構想は、現社会とは乖離するというものでありますので、新たに生涯学習振興計画を策定することにいたしましたものであります。新計画につきましては、平成30年度及び31年度で策定いたしまして、平成32年度から新たな計画に基づきまして、生涯学習の振興を図ってまいります。新計画の策定に当たっては、市民の意見や意向を反映させるため策定委員会、庁内職員で計画策定の検討を行う策定検討委員会を設置し、さらに生涯学習に関する市民意識調査等を行うこととしております。以上の背景の中で本要綱を制定するものであります。

それでは、要綱の内容について、説明させていただきます。第1条は、基本計画にあたって、市民の意見、意向を反映させるために、策定委員会を設置する規定でございます。第2条は、計画の策定等に係る委員会の所掌事務を規定しております。第3条は、委員会の組織につきまして、委員13名以内に、学識経験者、関係機関、団体から推薦された方等で構成することを規定しております。第4条は、委員の任期について、計画策定完了までとする規定であります。第5条は、委員長及び副委員長の選任・役割等を規定しております。第6条は、会議の召集、会議の開催要件を規定しております。第7条は、委員以外の意見の聴取について規定しております。第8条は、委員会の庶務を生涯学習課で行うことを規定しております。第9条は、委任について定めています。最後になりますが、附則は、平成30年4月1日から施行すると規定したものであります。以上でございます。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告（５）「名取市生涯学習振興計画策定委員会設置要綱の制定について」については、報告どおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議なしと認め、専決事務報告（５）「名取市生涯学習振興計画策定委員会設置要綱の制定について」は、報告どおり承認いたします。

次に、専決事務報告（６）「名取市生涯学習振興計画策定検討委員会設置要綱の制定について」、教育部長より説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、専決事務報告（６）「名取市生涯学習振興計画策定検討委員会設置要綱の制定について」の説明をいたします。資料は 18 ページから 19 ページになります。

本件につきましては、前の専決事務報告で審議をされました「名取市生涯学習振興計画」の策定に関し、調査・検討を行うため、教育部長等の市の職員で組織する「名取市生涯学習振興計画策定検討委員会」の設置に関し必要な事項を定めるため、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項」の規定に基づき、3 月 30 日付けで専決処分し、4 月 1 日から施行しましたので、「同条第 2 項」の規定により報告するものであります。

以上ですが、要綱の概要につきましては生涯学習課より説明いたさせます。

森生涯学習課長

要綱の制定の背景、目的につきましては先程の要綱で説明させていただきましたので割愛させていただきます。

それでは、要綱の内容につきまして説明させていただきます。第 1 条は、策定検討委員会を設置する旨の規定でございます。第 2 条は、計画策定に関し、調査、検討を行う所掌事務について規定しております。第 3 条は、委員会の組織について、庁内の各課長等を委員にすることを規定し、16 名の委員構成としております。第 4 条は、委員の任期について計画策定完了までとする規定でございます。第 5 条は、教育部長を委員長とし、総務課長を副委員長としてその他関連する役割等について規定しております。第 6 条は、会議の召集、会議の開催要件を規定しております。第 7 条は、委員以外からの意見の聴取について規定しております。第 8 条につきましては、委員会の庶務を生涯学習課で行うことを規定しております。第

9条は、委任について規定しております。最後に、附則は平成30年4月1日から施行すると規定しております。以上が説明となります。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(6)「名取市生涯学習振興計画策定検討委員会設置要綱の制定について」については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議なしと認め、専決事務報告(6)「名取市生涯学習振興計画策定検討委員会設置要綱の制定について」は、報告どおり承認いたします。

次に、専決事務報告(7)「名取市立学校遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」、教育部長より説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、専決事務報告(7)「名取市立学校遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」の説明をいたします。資料は、20ページから21ページ、別冊の新旧対照表は15ページ16ページとなります。

本要綱は、遠距離通学する児童生徒の保護者に通学費の一部又は全部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的としたものですが、今般、閑上小中学校の開校に伴い、このあと審議予定の「名取市立閑上小中学校通学費補助金交付要綱」との明確化を図るため、必要な事項を改正するものであります。「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項」の規定に基づき、3月30日付けで専決処分をし、4月1日から施行したので、「同条第2項」の規定により報告するものであります。

以上ですが、改正内容につきましては庶務課より説明いたさせます。

大友教育部次長兼庶務課長

専決事務報告(7)の資料15ページをご覧くださいと思います。

特に変更のあった部分につきまして、簡単にご説明させていただきます。第2条の追加された「本市に住所を有し」の部分につきましては、これまで特に明記しておりませんでしたので、今回改めて明記したのです。また、第2条1項第3号も同様に、いろいろな状況を想

定し、新たに記載したものです。次の第3項は、先程部長の説明にもありましたが、閑上小中学校は別に新たな要綱を定めて適応することしたためとなっております。次の第4項の部分につきましては、これまで、別途起案決裁により実施しておりました、白石市にある「けやき教室」等に適応するため、今回新たに記載したものです。第3条の部分につきましては、特に次の16ページ第1項第1号のイについてですけれども、なとりん号で生活路線、これは、幹線路線でない高館等の道路になりますけれども、これにつきましては定期券がないことから、それを想定し新たに記載したものです。補足説明につきましては、以上となります。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

相原委員

実際、対象になる4キロ6キロ以上の児童生徒とは、どのような状況でしょうか。

高橋庶務課主幹兼庶務係長

今までですと、小学生であれば指定学校変更で小塚原から増田小学校に通うお子さんや、一番多いのが、愛島台から第一中学校に通学されているお子さんに対し、遠距離通学費の補助として支給しております。

瀧澤教育長

他に、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(7)「名取市立学校遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」については、報告どおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議なしと認め、専決事務報告(7)「名取市立学校遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、報告どおり承認いたします。

次に、専決事務報告(8)「名取市立閑上小中学校通学費補助金交付要綱の制定について」、教育部長から説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、専決事務報告（8）「名取市立閑上小中学校通学費補助金交付要綱の制定について」の説明をいたします。資料は22ページから24ページとなります。

本件につきましては、閑上小中学校に通学する児童生徒の保護者に通学費の一部又は全部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ることに關しまして、必要な事項を定めるため、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項」の規定に基づき、3月30日付けで専決処分し、4月1日から施行したので、「同条第2項」の規定により報告するものがあります。

以上ですが、要綱の概要につきましては庶務課より説明いたさせます。

大友教育部次長兼庶務課長

では、この要綱について補足説明させていただきます。これまで、通学支援の補助制度といたしまして、先程の(7)でも説明いたしました「名取市立学校遠距離通学費補助金」がありましたが、新たに出来ました閑上小中学校に關し、通学区域の弾力化、先程も教育長の説明にもありました指定学校変更の対応により、さまざま通学手段が考えられることや、スクールバスを利用する児童生徒の通学補助が認められない事など、現制度では対応できない内容もあることから、新たに補助要綱が必要となったものです。

内容につきましては、先程説明いたしました「名取市立学校遠距離通学費補助金交付用要綱」と同様な造りとなりますので、ここでは、要綱の主な内容について説明いたします。資料は22ページから24ページになります。まず主な概要ですが、名取駅から学校へ向かうスクールバス、これにつきましては、名取駅から杜せきのした駅、美田園駅経由となりますけれど、これを利用する場合と、スクールバスを利用しない場合を想定して、それぞれ規定しております。通学費補助の要件として、スクールバスを利用する場合は、自宅から最寄りのスクールバス乗降所までの距離1km以上であること。補助対象通学費では、バス乗降所までの移動費用として、①交通機関定期券購入費、定期券がない場合は運賃相当額。②通学用自転車購入費、これは上限2万円となります。③自転車通学に伴う駐輪場定期利用料。④自家用車送迎時燃料相当額となっております。次に、スクールバスを利用しない場合につきましては、自宅から学校まで徒歩で通学した場合の距離は、「名取市立学校遠距離通学費補助金交付要綱」の小学生中学生に準じ、1年生から6年生は4km以上、7年生から9年生では6km以上であること。次の補助対象通学費では、①通学用自転車購入費上限2万円。②自家用車送迎時燃料費相当額、自宅から学校までの距離でなく、自宅から最寄りのスクールバス乗降所までの距離をもって算定した金額を上限としております。説明につきましては以上となります。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告（8）「名取市立閑上小中学校通学費補助金交付要綱の制定について」については、報告どおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議なしと認め、専決事務報告（8）「名取市立閑上小中学校通学費補助金交付要綱の制定について」は、報告どおり承認いたします。

次に日程第5、「議事」に入ります。

議案第21号「名取市立小学校、中学校及び義務教育学校学校評議員の人事について」、ですが、本件は人事案件でありますので、「名取市教育委員会会議規則第7条」の規定に基づき、秘密会議にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議なしと認め、これより秘密会議いたします。

（秘密会議については、別途作成）

以上で、秘密会議を終了いたします。

本日の議案は、以上であります。

以上で、本日の会議を終了いたします。

午後3時21分

以上会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

平成30年5月30日

署名委員 _____

署名委員 _____